

・AED質疑について

質疑内容	回答
① 屋内専用BOXの屋外設置により、AEDの保証対象外の故障等が発生した場合の費用等は宮崎市の負担という解釈でよいのか	・今回の質疑内容については、宮崎市賃貸借契約約款の第10条（物件の滅失又は毀損）にあるとおり、物件の滅失又は毀損については、借借人がその責めを負うものとなっているため、宮崎市が負担します。
② 屋外設置にあたり、IP21がだめで、IP55以上なら可という基準の設定理由について	・屋外設置にあたり、AED本体もしくはBOXのどちらかが防塵防水機能の高いものを設置するために、設定しております。本体がIP21であればBOXのほうは、IP55以上のBOXで応札をお願いします。